

大野市麻那姫湖青少年旅行村指定管理者募集要項

1 対象施設の概要

(1) 名称 大野市麻那姫湖青少年旅行村（中島地区）

(2) 所在地 大野市中島28字

(3) 施設概要

ア 開設年月日 昭和56年8月1日

イ 敷地面積 秋の里 185,780.62㎡

雲川公園 1,500㎡

ウ 主な施設内容

管理事務所 1棟（鉄筋造平屋建て 119.88㎡）

格納庫 1棟（木造 20.00㎡）

バンガロー 8棟（木造 1棟9.6㎡）

公衆トイレ 4カ所（芝生広場 鉄筋造 18.57㎡）

（テントサイト 鉄筋造 18.57㎡）

（バンガロー 鉄筋造 28.09㎡）

（出口 鉄筋造 20.25㎡）

避難棟 1棟（鉄筋造平屋建て 210.44㎡）

芝生広場 約35,000㎡

遊び広場 約37,000㎡

多目的グラウンド 約10,000㎡

野外ステージ 1基

テントサイト 20区画

バーベキューサイト 15基

駐車場 3箇所（第1駐車場 1,076㎡）

（第2駐車場 2,100㎡）

（第3駐車場 1,158㎡）

炊事舎 3棟（テントサイト 鉄筋造 50.00㎡）

（バンガロー 鉄筋造 25.00㎡ 2棟）

四阿 1棟（芝生広場横 18.49㎡）

ゴミステーション 3箇所（出口、バンガロー、テントサイト）

給水設備（水槽、ろ過装置、給水管、配水管 等） 一式

2 応募資格

法人その他の団体（以下「法人等」という。）で次の各号のいずれにも該当するもの。

また、次の各号のいずれにも該当する複数の法人等で構成された団体（以下「共同団体」という。）でも可としますが、当該共同団体の構成団体は別の共同団体の構成団体となる又は単独で応募することはできないものとします。

共同団体の設立については、適当な名称を付するとともに代表となる法人等を選定してください。申請後の代表法人等及び構成団体の変更は原則として認めないものとします。

なお、新たに法人等を設立する場合には、その法人等を申請者とし、その場合には 1 1 月上旬までに登記事項証明書又は法務局登記官の受領書を提出することとします。

- (1) 現在、市内に事務所を有し、又は令和 7 年 1 1 月末日までに大野市内に事務所を有する見込みであること。
- (2) 業務を円滑に遂行し得る安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (4) 地方自治法 2 4 4 条の 2 第 1 1 項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
- (5) 法人においては当該法人及び当該法人の代表者に、その他の団体については当該団体の代表者に市税、法人税、消費税、地方消費税の滞納がないこと。

3 応募書類の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和 7 年 1 0 月 1 0 日（金）午後 5 時必着（郵送可）

(2) 提出先 〒9 1 2 - 8 6 6 6

大野市天神町 1 番 1 号 大野市地域経済部観光交流課

4 応募方法

(1) 応募書類

ア 指定申請書（様式第 1 号）

イ 大野市麻那姫湖青少年旅行村指定管理者事業計画書（様式第 2 号）

ウ 大野市麻那姫湖青少年旅行村指定管理者自主事業計画書（様式第 3 号）

エ 大野市麻那姫湖青少年旅行村管理運営費提案書（様式第 4 号）

オ 大野市麻那姫湖青少年旅行村の管理に関する業務の収支計画書（様式第 5 号）

カ 申請法人等の定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

キ 法人にあっては当該法人の現在事項全部証明書

ク 企業又は団体の概要

(ア) 企業又は団体の経歴及び実績

(イ) 代表者の履歴書、役員の構成及び氏名

(ウ) 設立趣旨、事業概要がわかるもの（パンフレット可）

ケ 現在の組織、人員体制を示す書類（就業規定、給与規定等）

コ 申請法人等の、指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書

サ 法人においては当該法人及び当該法人の代表者の、その他の団体については当該団体の代表者の市税、法人税、消費税、地方消費税の納税証明書

シ 決算書類等

(ア) 法人にあっては過去3年の・貸借対照表・損益計算書・製造原価報告書等の原価の明細・販売費及び一般管理費等の明細・人員表（様式第6号）・税務申告書別表1（受付印のあるもの）の写し及び科目内訳書の写し

(イ) その他の団体にあっては過去3年の・正味財産計算書（総括）・貸借対照表（総括）・収支計算書（総括）・税務申告書の控えの写し（収益事業を行っている場合）・人員表（様式第6号）

ス 施設を管理するに当たって必要な危険物取扱者、防火管理者等の資格・免許等を有していることを証明できる書類の写し又は有する者を確保できることを確約した書類

(2) 応募書類提出部数

応募書類ア～スの順に並べ、クリップ留めしたものを8部提出してください。

応募書類シの決算書類等については提出部数は3部、応募書類サ、スの証明書類については提出部数は1部で結構です。

5 施設管理の基準

(1) 閉村期間

1 2月1日から翌年の3月31日（ただし、国道157号中島までの冬期通行規制期間は閉村）までとする。ただし、市長の承認を得て変更することができます。

6 指定管理者が行う業務（詳細は仕様書に記載）

(1) 大野市麻那姫湖青少年旅行村（中島地区）の運営に関すること。

- (2) 大野市麻那姫湖青少年旅行村（中島地区）の維持管理に関すること。
- (3) 大野市麻那姫湖青少年旅行村設置条例第4条第2項に規定される業務の実施に関すること。

7 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで。ただし、市長が管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

8 選定方法

選定委員会が応募書類の書類審査及び必要に応じて聞き取りにより選定します。選定は、別紙指定管理者評価基準項目により行います。

(1) 選定委員会

ア 選定委員会の役割 指定管理者の指定のため、評価基準等の検討を行います。

また、法人等から提出された応募書類について検討し、優秀提案者の選定を行います。

イ 選定委員会の公開 選定委員会の会議は公開します。ただし、応募者は会議を傍聴することはできません。

(2) 聞き取り

選定委員会は、必要に応じて聞き取りを応募者に対して行います。法人等の代表者又は代理の方の出席（2名程度）をお願いします。日時及び場所については応募法人等に後日連絡します。

9 指定管理料

- (1) 大野市が指定管理者に支払う指定管理料は、令和8年度から令和10年度までの3年間で49,810千円以内とし、事業計画書において提案のあった金額に基づき、大野市と指定管理者で締結する協定書で定めることとします。（上記の金額には消費税を含みます。消費税及び地方消費税の税率は10%とします。）

地域経済の活性化に配慮し、かつ、指定管理料の軽減をご提案いただける場合には、その金額等についてご提案下さい。

- (2) 年度毎の指定管理料の分割方法及び支払時期については、大野市と指定管理者で締結する協定書で定めることとします。
- (3) 指定管理業務に係る経費及び収入の経理は、法人等の他の業務に係る経理と区分

し、明確に管理してください。

1 0 料金収入の取扱い

指定管理者は施設の利用に係る料金を収受し、事業の充実に資する目的に使用することができます。

1 1 応募者現場説明会（施設見学会）

応募書類の記載方法等の説明及び施設の現場説明会を次の日程により行いますので、参加される法人等は事前に下記の担当まで、応募者説明会参加申込書（様式第7号）に記入のうえ、参加願います。ただし、1法人等当たり2人程度とさせていただきます。

各施設とも通常の開村運営を行っている中での説明会となりますので、参加する場合はこの点をご了承願います。

(1) 日時 令和7年8月26日（火）

午前10時30分～（受付：午前10時15分）

(2) 集合場所 大野市麻那姫湖青少年旅行村（中島地区）管理棟前

1 2 募集要項に関する質問

募集要項に関する質問については、大野市指定管理者募集に係る質問書（様式第8号）で期日までに提出願います。（質問受付は、8月26日（火）～8月29日（金）正午（必着））

質問に対する回答については、9月3日（水）に応募者現場説明会参加者全員に対し回答します。

1 3 留意事項

(1) 募集要項の承諾 応募者は、応募書類の提出をもって本募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。

(2) 応募者の失格 応募者が、次の事項に該当した場合には失格とします。

ア 募集要項に定める手続きを遵守しない場合

イ 応募書類に虚偽の記載をした場合

(3) 接触の禁止 選定委員、本市職員及び本件関係者に対して、本件提案についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格となる場合があります。

(4) 重複提案の禁止 応募1法人等について、提案は1案とします。複数の提案はできません。

- (5) 提案内容変更の禁止 提出された書類の内容を変更することはできません。
- (6) 応募書類の取扱い 応募書類は、理由のいかんを問わず、返却いたしません。
- (7) 応募の辞退 応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。
- (8) 費用負担 応募に関して必要となる費用は応募者の負担とします。

1 4 選定結果の通知及び公表

応募者全員に、10月下旬に文書にてお知らせします。また、市のホームページには12月下旬に（市議会議決後）全体の結果等を次の内容で公表します。

- (1) 第1候補者の法人等名
- (2) 第2位以下の法人等名（順不同。イニシャル表記）

1 5 添付資料

- (1) 指定申請書（様式第1号）
- (2) 大野市麻那姫湖青少年旅行村指定管理者事業計画書（様式第2号）
- (3) 大野市麻那姫湖青少年旅行村指定管理者自主事業計画書（様式第3号）
- (4) 大野市麻那姫湖青少年旅行村管理運営費提案書（様式第4号）
- (5) 大野市麻那姫湖青少年旅行村の管理に関する業務の収支計画書（様式第5号）
- (6) 人員表（様式第6号）
- (7) 応募者現場説明会参加申込書（様式第7号）
- (8) 大野市指定管理者募集に係る質問書（様式第8号）
- (9) 大野市麻那姫湖青少年旅行村管理運営仕様書
- (10) 大野市麻那姫湖青少年旅行村指定管理料積算表
- (11) 大野市麻那姫湖青少年旅行村利用料金収入算出表
- (12) 大野市麻那姫湖青少年旅行村利用状況（令和4年度～令和6年度）
- (13) 指定管理者評価基準
- (14) 事業計画書等提出書類について（説明）

1 6 情報の公開

応募法人等の選定結果について、大野市情報公開条例に基づき、情報公開請求が提出された場合は、請求に基づき請求者に公開されます。

1 7 法人税等について

会社等の法人に係る市民税、事業を行う者に係る事業所税、指定管理者が新たに設置した償却資産に係る固定資産税等の納税義務者となる可能性がありますので、税務課にお問い合わせください。なお、国税については税務署、県税については県税事務所へお問い合わせください。

【問い合わせ先】

大野市地域経済部観光交流課 担当：荒矢、島田、飯田

電話 0779-66-1111（内線1809） FAX 0779-65-1424